

# 令和元年度 所沢ブランド特産品創出支援補助金 募集要項

## 1 趣旨

2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催や「ところざわサクラタウン」の完成といった好機を見据え、インバウンドを含めた観光客等に販売できる特産品の創出を支援することにより、所沢ブランドの創造及び地域経済の活性化を図るため、魅力ある特産品の創出に取り組む際に、その経費の一部を補助するものです。

## 2 補助対象者（申請できる方）

特産品の開発・改良をお考えの個人や法人で、以下の要件を満たす方が対象です（住民登録や事業所が市内にあるか否かは問いません）。

- (1) 許認可等が必要な業種にあっては、許認可等を取得していること、又は取得の見込みがあること。
- (2) 外国人にあっては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。
- (3) 所沢市税条例に掲げる市税の滞納がないこと（市内の個人・法人のみ）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に掲げる暴力団員及び所沢市暴力団排除条例第 3 条第 2 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。

※旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づく旅館業を営むものを除く。

## 3 補助対象事業

以下のいずれかに該当する特産品創出事業で、**国内外に持ち帰りが可能な新商品の開発、既存商品の改良を対象**とします。食品のほか、工芸品や雑貨等も対象とします。

	補助対象事業	具体例
1	所沢の地場農産物を活用した商品の創出	・狭山茶をふだんに練り込んだラムネ ・所沢産人参をベースにしたグミ ・所沢産ほうれん草を乾燥させて作ったチップス
2	所沢の <u>地域資源</u> <sup>注1</sup> や魅力を発信することのできる商品の創出	・焼きだんごをモチーフにしたお菓子 ・航空発祥の地を P R できるアンリファルマン号のお土産
3	所沢の伝統的な文化・風習を活かした商品の創出	・人形造りの地を P R できる卓上型雛人形 ・伝統工芸を P R できるミニ押絵羽子板

※ 試作を行おうとする商品が、補助対象事業に該当するか否かについては、市が事前に判断します。本制度の利用をご検討の方は、必ず事前に産業振興課へご相談ください。（電話 04-2998-9157）

注1 地域資源とは、「中小企業地域資源活用促進法」第 4 条第 1 項の規定に基づき埼玉県知事が定めた内容のうち、地域産業資源に係る地域として所沢市が定められている地域産業資源（県全域として定められているものを除く）をいう。（参照：埼玉県 HP   ）

## 4 補助対象経費

試作にかかる経費のうち、以下に該当する経費を対象とします。

	項目	内容
1	原材料費	試作に要する原材料の費用（パッケージ等の副資材を含む）
2	検査費	品質検査、栄養成分分析等、試作品の試験に係る費用
3	市場調査費	試作のために実施する市場調査の委託料等
4	設備賃借料	試作に必要な機械器具等のリース・レンタルに係る費用
5	パッケージ等デザイン製作委託費	商品、パッケージ、ラベル等のデザイン製作の委託に係る費用（パッケージ、ラベル等の印刷費を含む）
6	謝金	専門家や指導員などによる指導や相談等に係る謝金
7	産業財産権の出願に係る費用	産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）を得るための費用
8	その他経費	市長が必要と認める経費

### 【注意事項】

- ※ 経費は税抜きの金額を補助対象額とします。
- ※ 補助対象となる事業は、補助金の申請日以降に実施し、令和3年(2021年)3月末日までに支出を含めて終了し、かつ、市への完了報告がなされるものが対象となります。
- ※ 補助対象事業が国又は埼玉県の定める補助金交付要綱等の適用を受け、その補助金が市を通じて交付されるときは、所沢ブランド特産品創出支援補助金の額に合算して交付します。この場合、補助金の総額が補助対象経費の総額を超えるときは、その超える額について所沢ブランド特産品創出支援補助金を減額して交付します。

## 5 補助対象経費（補助率等）

**補助率：補助対象経費の1/2以内（限度額：50万円）**

- ※ 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

## 6 補助対象事業の選定方法

書類審査(1次審査)およびプレゼン審査(2次審査)を行い、最大3件の補助対象事業を選定します。

### (1) 書類審査（1次審査）

提出された事業計画書などの内容について審査員が審査します。書類審査を通過した方はプレゼン審査に進みます。

### (2) プレゼン審査（2次審査）

会場にて、計画する商品・事業の内容についてプレゼンテーションをしていただきます。

- ※ プレゼン審査の開催日は令和元年8月下旬のいずれか1日を予定しています。
- ※ プレゼン審査にご参加いただけない場合は失格となります。

## 7 審査基準

以下の基準により審査を行い、補助対象事業の選定を行います。

項目	内容
地域性 (所沢らしさ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で生産された農産物等が活用されていること。</li> <li>・市の地域資源や伝統的な文化・技術・風習が活用されていること。</li> <li>・生産、製造、加工、販売等において、多くの市内業者が関わっていること。</li> </ul>
独自性・創造性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似商品と比較し、個性や特長が認められること。</li> <li>・品質、賞味、形状、機能、商品名、デザイン等において、他の商品と差別化を図っていること。</li> </ul>
計画の実効性・信頼度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施スケジュールが適切であること。</li> <li>・資金計画、生産計画、販売計画等について、具体性かつ計画性があること。</li> <li>・将来にわたり、継続的かつ安定的な生産及び販売が見込まれること。</li> </ul>
品質・技術力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法、計量法、商標法、意匠法その他法規に違反していないこと。</li> <li>・商品や包装のデザインが優れていること。</li> <li>・素材の活かし方や製造技術が優れていること。</li> </ul>
市場性・将来性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存性、包装、量、価格等について、土産品として適切であり、将来的に流通していく見込みがあること。</li> </ul>

## 8 申込み方法

### (1) 提出書類

	提出書類	個人	法人
1	補助金交付申請書（様式第1号）※ホームページにてダウンロード可	○	○
2	事業計画書（資金収支を含む。）※ホームページにてダウンロード可	○	○
3	見積書（補助対象経費の算定根拠となる書類）	○	○
4	住民票（外国人にあっては、日本国内において就労が認められる在留資格を有することを証明できるもの）の写し	○	×
5	履歴事項全部証明書の写し	×	○
6	個人・法人情報（市税滞納の確認用）に関する同意書（市内の個人・法人のみ）※ホームページにてダウンロード可	○	○
7	許認可証の写し（許認可が必要な業種のみ）	○	○
8	口座振替依頼書 ※ホームページにてダウンロード可	○	○
9	その他市長が必要と認める書類	△	△

### (2) 申請期間

令和元年5月7日（火）～ 令和元年7月19日（金）の期間に、必要書類一式を産業振興課（市役所別館）へ直接ご提出ください。

## 9 補助金の支払い

補助金は精算払いで、支払いは令和 2 年度中(2020 年度中)となります。

補助対象事業の終了後、領収書などの経費支出の証拠となる書類を添付した完了報告書を提出し、市が確認した上で補助金額確定通知書を交付します。申請者が確定額に基づき補助金の請求を行い、市が補助金を交付します。

## 10 補助対象者の責務

- (1) 交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、事前に市の承認を得てください。
- (2) 交付決定を受けた事業を変更または中止しようとするときは、「所沢ブランド特産品創出支援補助金変更交付申請書（様式第 3 号）」を提出してください。
- (3) 補助決定者または交付事業が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。この場合、既に交付した補助金の返還を命ずることもあります。
  - ア 補助対象者・補助対象事業の要件に該当しなくなったとき。
  - イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - エ 補助対象事業が令和 3 年(2021 年)3 月末日までに完了しないとき。
  - オ 補助対象事業を中止したとき。
  - カ 市が実施する特産品の認定に申請を行わなかったとき。
  - キ その他補助金の交付の決定が適当でない事実が明らかとなったとき。
- (4) 補助金の交付決定を受けた方は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはなりません。
- (5) 補助対象事業に係る書類及び帳簿等は、当該補助対象事業の完了する日の属する年度から 5 年間保存してください。
- (6) 補助金の交付決定を受けた方は、市が実施する特産品の認定に必ず申請してください。
  - ※認定に係る書類審査は免除となります。
  - ※認定を保証するものではありません。
  - ※認定申請を行わなかった場合は、補助金の返還を求めます。
- (7) 補助金の交付決定を受けた方は、補助事業の成果等に対して市に 3 年間報告をしていただきます。また、補助事業の実施状況について、市が現地調査を実施することがあります。

## **1 1 留意事項**

- (1) 提出された申請書類は返却いたしません。
- (2) 申請された個人情報については、当事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 申請された情報のうち、商品名以外の事業内容（アイデアなど）に関する情報につきましては、第三者に公開いたしません。
- (4) 申請された事業内容に関する特別なノウハウや秘密事項等については、法的保護を行うなど、申請者自身の責任において対応してください。
- (5) 申請された事業内容が、第三者の著作権や所有権等に損害を与えたことにより生じたトラブル等については自己の責任で解決してください。
- (6) 申請及び審査に要する経費は申請者の負担となります。
- (7) 審査結果に対する個別のお問い合わせには、一切お答えできません。

## **1 2 問合せ先**

所沢市 産業経済部 産業振興課 産業支援グループ

T E L : 04-2998-9157 F A X : 04-2998-9162

Eメール : [a9157@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9157@city.tokorozawa.lg.jp)